

## 議案第 8 号

### 飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成 12 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 50 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第 51 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「、第 53 号ア(イ)及びイ(イ)並びに第 55 号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)」を「並びに第 53 号ア(イ)及びイ(イ)」に改め、同表第 52 号、第 53 号及び第 54 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第 55 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号ア(イ) a 中「床面積の合計」の次に「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。b、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)」を加え、同表第 56 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 3 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 34 条第 3 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 51 号の改正規定（「、第 53 号ア(イ)及びイ(イ)並びに第 55 号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)」を「並びに第 53 号ア(イ)及びイ(イ)」に改める部分に限る。）及び同表第 55 号ア(イ) a の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

飯能市長 新井重治

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1～49 省略			1～49 省略		
50 建築物 のエネルギー消費 性能の向上 等に関する 法律(平成 27年法律 第53号) 第12条第 1項若しく は第2項又 は第13条 第2項若し くは第3項 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定	建築物 エネルギー消 費性能 適合性 判定手 数料	ア 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第34条 第3項に規定する他の建築物に ついて、当該建築物が記載され た同条第1項に規定する建築物 エネルギー消費性能向上計画が 同法第35条第1項の認定又は 同法第36条第1項の変更の認 定を受けたことを示す書類が提 出された場合  (7) 建築物のエネルギー 消費性能の向 上に関する法律 第12条第1項又 は第13条第2項 の規定による場合 a～b 省略  (イ) 建築物のエネルギー 消費性能の向 上に関する法律 第12条第2項又 は第13条第3項 の規定による場合 a～b 省略  イ 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第12条 第1項又は第13条第2項の規 定による場合(ア(7)に掲げる場	50 建築物 のエネルギー消費性 能の向上に 関する法律 (平成27 年法律第 53号)第 12条第1 項若しくは 第2項又は 第13条第 2項若しく は第3項の 規定に基 づく建築物エ ネルギー消 費性能適合 性判定	建築物 エネルギー消 費性能 適合性 判定手 数料	ア 建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律第34条第 3項に規定する他の建築物につ いて、当該建築物が記載された 同条第1項に規定する建築物エ ネルギー消費性能向上計画が同 法第35条第1項の認定又は同 法第36条第1項の変更の認定 を受けたことを示す書類が提出 された場合  (7) 建築物のエネルギー 消費性能の向 上に関する法律第 12条第1項又は 第13条第2項の 規定による場合 a～b 省略  (イ) 建築物のエネルギー 消費性能の向 上に関する法律第 12条第2項又は 第13条第3項の 規定による場合 a～b 省略  イ 建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律第12条第 1項又は第13条第2項の規定 による場合(ア(7)に掲げる場合

		合を除く。) (7)～(4) 省略 ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(ア(4)に掲げる場合を除く。)</u> (7)～(4) 省略			を除く。) (7)～(4) 省略 ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(ア(4)に掲げる場合を除く。)</u> (7)～(4) 省略
51 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)</u>	建築物 エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類</u> 又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7) 省略 (4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。b及びイ(4)並びに第53号ア(4)及びイ(4)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 1件につき	51 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)</u>	建築物 エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類</u> 又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7) 省略 (4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。b及びイ(4)、第53号ア(4)及びイ(4)並びに第55号ア(4)、イ(4)及びウ(4)において同じ。)が300平方メー

		11,000円			トル未満のもの 1件につき 11,000円
		b 省略 (7) 省略 イ～オ 省略			b 省略 (7) 省略 イ～オ 省略
52 建築物 のエネルギー消費性 能の向上等 に関する法 律第34条 第1項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画の認定の 申請に対す る審査（同 法第35条 第2項の規 定による建 築基準法第 6条第1項 に規定する 建築基準関 係規定の適 合について の審査の申 出を伴う場 合に限る。）	省略		52 建築物 のエネルギー消費性 能の向上に 関する法律 第34条第 1項の規定 に基づく建 築物エネ ルギー消費 性能向上計 画の認定の申 請に対する 審査（同法 第35条第 2項の規定 による建築 基準法第6 条第1項に 規定する建 築基準関係 規定の適合 についての 審査の申出 を伴う場合 に限る。）	省略	
53 建築物 のエネルギー消費性	建築物 エネルギー 消費	一の建築物ごとに次に掲げる額を 合算して得た金額。ただし、新た に追加される建築物については、	53 建築物 のエネルギー消費性	建築物 エネルギー 消費	一の建築物ごとに次に掲げる額を 合算して得た金額。ただし、新た に追加される建築物については、

<p><u>館の向上等に関する法律</u>第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	<p>費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>第51号金額の欄に定める額とする。</p> <p>ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>イ～オ 省略</p>	<p><u>館の向上に関する法律</u>第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	<p>費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>第51号金額の欄に定める額とする。</p> <p>ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>イ～オ 省略</p>
<p>54 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による建築基準法</p>	<p>省略</p>	<p>54 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による建築基準法第</p>	<p>省略</p>		

第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)

5.5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 建築物エネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(7) 省略

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。b、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 1件につき

11,000円

b 省略

(ウ) 省略

6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)

5.5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 建築物エネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(7) 省略

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき

11,000円

b 省略

(ウ) 省略

		イ～オ 省略
56 建築物 のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物 エネルギー消費性能 確保計画 面軽微 変更該 当証明 書交付 申請手 数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (7)～(イ) 省略 イ～ウ 省略
57～65 省略		

		イ～オ 省略
56 建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物 エネルギー消費性能 確保計画 面軽微 変更該 当証明 書交付 申請手 数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (7)～(イ) 省略 イ～ウ 省略
57～65 省略		

(地方整備局組織規則の一部改正)

第九条 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(建設部の所掌事務)</p> <p>第七条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十五 (略)</p> <p>四十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。</p> <p>四十七・四十八 (略)</p> <p>(都市・住宅整備課の所掌事務)</p> <p>第八十四条 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十三 (略)</p> <p>二十三の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。</p> <p>二十四・二十五 (略)</p>	<p>(建設部の所掌事務)</p> <p>第七条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十五 (略)</p> <p>四十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。</p> <p>四十七・四十八 (略)</p> <p>(都市・住宅整備課の所掌事務)</p> <p>第八十四条 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十三 (略)</p> <p>二十三の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。</p> <p>二十四・二十五 (略)</p>

(北海道開発局組織規則の一部改正)

第十条 北海道開発局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十二号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(事業振興部の所掌事務)</p> <p>第二条 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十 (略)</p> <p>二十の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。</p> <p>二十一 五十一 (略)</p> <p>(都市住宅課の所掌事務)</p> <p>第三十四条 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十 (略)</p> <p>二十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。</p> <p>二十二 二十四 (略)</p>	<p>(事業振興部の所掌事務)</p> <p>第二条 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十 (略)</p> <p>二十の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。</p> <p>二十一 五十一 (略)</p> <p>(都市住宅課の所掌事務)</p> <p>第三十四条 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十 (略)</p> <p>二十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。</p> <p>二十二 二十四 (略)</p>

附則

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。



建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令  
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）  
第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

目次

目次

第一章 第三章 (略)  
第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等  
第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (第三十四条―第六十四条)

第一章 第三章 (略)  
第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等  
第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (第三十四条―第六十四条)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関 (第六十五条―第八十条)  
第四章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置 (第八十条の二―第八十条の七)  
第五章 (略)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関 (第六十五条―第八十条)  
第五章 (略)

附則  
（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）  
第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十二条第一項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）とする。

附則  
（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）  
第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）とする。

（表 略）  
2・3 (略)  
4 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。次条において「令」という。）第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。）を提出する場合には、第一項に規定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

（表 略）  
2・3 (略)  
4 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。次条において「令」という。）第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。）を提出する場合には、第一項に規定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

（再生可能エネルギー利用設備）  
第八十条の二 法第六十七条の二第二項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。  
一 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備  
イ 太陽光  
ロ 風力  
ハ 水力  
ニ 地熱

（新設）  
（再生可能エネルギー利用設備）  
第八十条の二 法第六十七条の二第二項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。  
一 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備  
イ 太陽光  
ロ 風力  
ハ 水力  
ニ 地熱

（再生可能エネルギー利用設備）  
第八十条の二 法第六十七条の二第二項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。  
一 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備  
イ 太陽光  
ロ 風力  
ハ 水力  
ニ 地熱

（新設）  
（再生可能エネルギー利用設備）  
第八十条の二 法第六十七条の二第二項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。  
一 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備  
イ 太陽光  
ロ 風力  
ハ 水力  
ニ 地熱

○国土交通省令第七十五号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第六十七条の二第一項、第六十七条の五第一項及び第三項並びに第七十条並びに関係法令の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

（抜 粋）

令和五年九月二十五日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年九月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百七十九号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和六年四月一日とする。

法務大臣 齋藤 健  
財務大臣 鈴木 俊一  
経済産業大臣 西村 康稔  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
内閣総理大臣 岸田 文雄

(建築士法の一部改正)  
第五条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「軒の高さ」を削る。

第三条第一項中「左の各号に」を「次に」に、「中同様とする」を「において同じ」に改め、同項第一号中「オーデトリウム」を「オーデトリウム」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える」を「十六メートルを超えるもの又は地階を除く階数が四以上である」に改め、同項第三号中「れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは」を「れんが造、コンクリートブロック造又は」に、「高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルをこえる」を「超えるもの、高さが十六メートルを超えるもの又は地階を除く階数が四以上である」に改め、同項第四号中「こえ、且つ」を「超え、かつ」に、「以上の」を「以上である」に改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「まで」の下に「若しくは前号」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 住宅のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう)の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。

第十四条中「第九号」を「第十号」に改める。

第十九条第一項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第二十二号中「第九号」を「第十号」に改める。

第七条 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅)を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する附負型規格住宅」を「附負型一戸建て規格住宅及び附負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。)、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第三章の次に一章を加える改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定及び同法第七十八条の改正規定を除く。及び第三条の規定並びに附則第十一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅)を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する附負型規格住宅」を「附負型一戸建て規格住宅及び附負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。)、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第三章の次に一章を加える改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定及び同法第七十八条の改正規定に限る。)、第四条(建築基準法第二条の改正規定(同法第十七号の改正規定を除く。)、同法第二十一条の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第五十二条第四項第三号の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第八十六条の七の改正規定、同法第八十七条第四項の改正規定及び同法第八十八条第一項の改正規定(から第三号まで)を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める部分及び「それぞれ」を削る部分を除く。)、及び第七号の規定並びに附則第四条、第八条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一百五十五号の二)の改正規定(第十五条第一項)を「第十四条第一項」に改める部分を除く。)、及び同号(二)の改正規定(第二十四条第一項)を「第十七条第一項」に改める部分を除く。)、及び第九条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 第二条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十条から第十三条まで及び第十五条の規定は、この法律の施行の日(以下この条、次条及び附則第十三条において「施行日」という。)以後にその工事に着手する建築物の建築について適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築に關して当該建築物のエネルギー消費性能の向上のために第二条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する建築主、団等の機関の長及び所管行政庁が講ずべき措置については、なお従前の例による。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の建築基準法第六條第一項又は第十八條第二項の規定は、施行日以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(消防法の一部改正)

第七条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第六條第一項第四号」を「第六條第一項第三号」に改める。

法律第六十九号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

目次中「特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に、「第四章 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定等(第三十四条第一項第四号)」を「第三章の二 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置(第三十三条第一項第三号)」に、「第七章 雑則(第六十八条第一項第一号)」を「第六章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置(第六十七条の二第六十七条の六)」に改める。

第一条中「の向上に」を「の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進(以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。))」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第三条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、「以下」の下に「この条、第三十五条第一項第二号及び第六十七条の二第一項において」を加え、同条第二項第一号から第三号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第六十七条の二第二項に規定する促進計画に関する基本的な事項

第四条第一項及び第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同条第三項中「建築物のエネルギー消費性能の向上を促進する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等を図る」に改め、同条第四項及び第五項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第五条中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第六条第一項中「第二十九条第二項」を「第二十九条及び」に改め、「及び第三十五条第一項第一号」を削り、同条第二項中「第三十四条第一項」の下に「及び第六十七条の四」を加える。

第七条 削除

第十七条第一項及び第二十一条第一項中、「政令で定めるところにより」を削る。

第三章第五節の節名を次のように改める。

第五節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置  
第二十八条の見出しを「特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力」に改め、同条中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主」に改め、「あって、その」の下に「一年間」を加え、「以下」を「以下この項及び次条第一項において」に、「以下」を「同項において」に、「次条第一項」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建築主(自身が定めた共同住宅等(共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第三十一条第二項において同じ。))の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく共同

住宅等(以下この項及び次条第一項において「分譲型規格共同住宅等」という。))の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ)は、第六条に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合せよう努めなければならない。

第二十九条の見出しを「(分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の向上に関する基準)」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「分譲型一戸建て規格住宅等又は分譲型規格共同住宅等(以下この条及び次条において「分譲型一戸建て規格住宅等」という。))」に、「特定一戸建て住宅建築主又は特定共同住宅等建築主(次項及び同条において「特定一戸建て住宅建築主等」という。))」に、「分譲型一戸建て規格住宅等」に改め、「向上」の下に「(建築物のエネルギー消費性能基準に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改める。

第三十条の見出し中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に、「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同条第二項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に改め、同条第三項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の向上」を「分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同条第四項中、「政令で定めるところにより」を削り、「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改める。

第六節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置

第三十一条の見出しを「(特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力)」に改め、同条中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者」に改め、「定めた」及び「基づき」の下に「一戸建ての」を、「あつて、その」の下に「一年間」を、「基づく」の下に「一戸建ての」を加え、「請負型規格住宅」を「この項及び次条第一項において「請負型一戸建て規格住宅」に改め、政令で定める住宅の区分(第三十三条第一項において「住宅区分」という。))」を削り、「以下」を「同項において」に、「請負型規格住宅を次条第一項」を「請負型一戸建て規格住宅を同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建設工事業者(自身が定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等(以下この項及び次条第一項において「請負型規格共同住宅等」という。))の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ)は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合せよう努めなければならない。

第三十二条の見出しを「(請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準)」に改め、同条第一項中「特定建設工事業者」を「請負型一戸建て規格住宅又は請負型規格共同住宅等(以下この条及び次条において「請負型一戸建て規格住宅等」という。))」に、「特定一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建設工事業者(次項及び同条において「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。))」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改め、同条第二項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改める。

参  
考

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

(抜 粋)

御 名 御 璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄